



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 2

金融商品取引法等の改正に伴う 本協会諸規則の一部改正について

2024年10月15日
日本証券業協会

- 2023年11月20日、第212回国会（臨時会）において、可決、成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」は11月29日に公布された
- 「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とこととされた改正内容のうち、条文の項数・号数の変更等の所要の整備が図られた箇所について、本協会諸規則における当該整備箇所を引用している条文等の修正等、所要の整備を行うこととしたい

※ 「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」は未定



以下の自主規制規則につき、金商法等改正に伴ういわゆる「項ズレ」「号ズレ」の修正を行う

- 協会員の従業員に関する規則
- 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

※その他必要に応じて所要の整備を行う

参考：改正金融商品取引法の新旧対照表（抜萃）

改 正 案	現 行
(登録の申請) 第29条の2 (省 略) 2～9 (省 略) 10 貸付事業等権利（第2条第2項第3号から第6号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産を当てて行う事業をいう。第40条の3の3において同じ。）が主として金銭の貸付けを行う事業であるものその他の政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）についての第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 11～13 (省 略) (第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例) 第29条の4の2 (省 略) 2～7 (省 略) (削 る) 8、9 (省 略) (金融機関の登録申請) 第33条の3 (省 略) 2～6 (省 略) 7 貸付事業等権利についての第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨 8～10 (省 略) (顧客の利益の保護のための体制整備) 第36条 (削 る) (省 略) 2～4 (省 略)	(登録の申請) 第29条の2 (省 略) 2～9 (省 略) (新 設) 10～12 (省 略) (第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例) 第29条の4の2 (省 略) 2～7 (省 略) 8 第一種少額電子募集取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより公表しなければならない。 9、10 (省 略) (金融機関の登録申請) 第33条の3 (省 略) 2～6 (省 略) (新 設) 7～9 (省 略) (顧客に対する誠実義務) 第36条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。 2 (省 略) 3～5 (省 略)

参考：改正金融商品取引業等に関する内閣府令の 新旧対照表（抜萃）

暫定版



改 正 案	現 行
(削 除) (発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法) <u>第16条の2</u> (省 略) 2 (省 略) (業務管理体制の整備) 第70条の2 (省 略) 2 (省 略) 1 (省 略) (削 除) <u>2～7</u> (省 略)	(第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表) <u>第16条の2</u> (省 略) (発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法) <u>第16条の3</u> (省 略) 2 (省 略) (業務管理体制の整備) 第70条の2 (省 略) 2 (省 略) 1 (省 略) <u>2</u> 法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項 (金融商品取引業者等が電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合であつて、金融商品取引業協会(当該金融商品取引業者等が行う業務(当該電子申込型電子募集取扱業務等に係るものに限る。))を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)に加入していない場合にあつては、その旨を含む。)に関し、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供するための措置がとられていること。 <u>3～8</u> (省 略)

Ⅱ. 新旧対照表

■ 協会の従業員に関する規則

改正案	現 行
(定 義)	(定 義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 (同 左)
6 従業員 次に掲げる者を言う。	6 (同 左)
イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（ 金商法第29条の2第1項第11号 に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者	イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（ 金商法第29条の2第1項第10号 に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者
ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（ 金商法第33条の3第1項第8号 に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。）	ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（ 金商法第33条の3第1項第7号 に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。）
(採用の禁止)	(採用の禁止)
第4条 協会員は、他の協会の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会の 金商法第36条第3項 に規定する親金融機関等若しくは 同条第4項 に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を採用するときは、この限りでない。	第4条 協会員は、他の協会の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会の 金商法第36条第4項 に規定する親金融機関等若しくは 同条第5項 に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を採用するときは、この限りでない。

Ⅱ. 新旧対照表

■ 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

改 正 案	現 行
(定 義)	(定 義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 (同 左)
2 株式投資型クラウドファンディング業務 会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。	2 株式投資型クラウドファンディング業務 会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。
(発行者についての審査)	(発行者についての審査)
第4条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第17条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。	第4条 (同 左)
9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第70条の2第2項第2号に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。	9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第70条の2第2項第3号に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。

Ⅱ. 新旧対照表

■ 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則（つづき）

改 正 案	現 行
(ウェブサイトにおける情報提供)	(ウェブサイトにおける情報提供)
第9条 会員等は、金商法第43条の5に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第146条の2に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。	第9条 (同 左)
6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第16条の2第2項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第15条の10の3第2号に掲げる要件を満たすものに限られること。	6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第16条の3第2項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第15条の10の3第2号に掲げる要件を満たすものに限られること。
14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨	14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨
18 特定業務会員にあつては、金商法第29条の4第1項第6号イ及び同法第46条の6の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第79条の27第1項及び第2項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第29条の4の2第8項及び第9項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨	18 特定業務会員にあつては、金商法第29条の4第1項第6号イ及び同法第46条の6の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第79条の27第1項及び第2項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第29条の4の2第9項及び第10項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨

Ⅱ. 新旧対照表【その他所要の整備】

■ 協会の従業員に関する規則

改 正 案	現 行
(採用の禁止)	(採用の禁止)
第5条 (現行どおり)	第5条 (省 略)
5 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。	5 (同 左)
3 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (同条第4項において準用する場合を含む。)	3 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (同条第6項において準用する場合を含む。)

■ 金融商品仲介業者に関する規則

改 正 案	現 行
(本協会への照会)	(本協会への照会)
第15条 (現行どおり)	第15条 (省 略)
4 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる本協会による取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。	4 (同 左)
4 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (同条第4項において準用する場合を含む。)	4 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (同条第6項において準用する場合を含む。)

時期	手続き
2024年9月下旬～10月上旬	各分科会での審議
2024年10月15日	自主規制会議での審議、改正
金融商品取引法等の一部を改正する法律 (令和5年11月29日法律第79号) 附則 第1条本文に定める施行の日	施行

※本件改正はいずれも規則改正の内容が法令等の制定改廃に伴う形式的なものであることから、パブリックコメントの募集は行わない。

金融商品取引法等の改正に伴う本協会諸規則の一部改正について（案）

令和 6 年 10 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

令和 5 年 11 月 29 日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」等により、条文の項数・号数の変更が行われたことに伴い、本協会自主規制規則についても所要の整備を行うこととする。

II. 改正の骨子

以下の自主規制規則において、いわゆる「項ズレ」、「号ズレ」の修正及びその他所要の整備を行う。

- ・「協会の従業員に関する規則」（第 2 条第 6 号イ及びハ、第 4 条第 1 項、第 5 条第 5 項第 3 号。別紙 1）
- ・「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」（第 2 条第 2 号、第 4 条第 1 項第 9 号、第 9 条第 6 号、第 14 号及び第 18 号。別紙 2）
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」（第 15 条第 4 項第 4 号。別紙 3）

III. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

別紙 1 及び別紙 3：日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

別紙 2：日本証券業協会 エクイティ市場部（TEL 03-6665-6770）

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 10 月 15 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 （ 現行どおり ） 6 従業員 次に掲げる者をいう。 イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（<u>金商法第 29 条の 2 第 1 項第 11 号</u>に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者 ロ （ 現行どおり ） ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（<u>金商法第 33 条の 3 第 1 項第 8 号</u>に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（<u>金商法第 33 条の 8 第 2 項</u>に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。） ニ （ 現行どおり ） 7・8 （ 現行どおり ） （採用の禁止） 第 4 条 協会員は、他の協会の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会の<u>金商法第 36 条第 3 項</u>に規定する親金融機関等若しくは同条第 4 項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を採用するときは、この限りでない。	（定 義） 第 2 条 （ 同 左 ） 1～5 （ 省 略 ） 6 （ 同 左 ） イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（<u>金商法第 29 条の 2 第 1 項第 10 号</u>に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者 ロ （ 省 略 ） ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（<u>金商法第 33 条の 3 第 1 項第 7 号</u>に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。）において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「登録金融機関業務」という。）に従事する者（<u>金商法第 33 条の 8 第 2 項</u>に規定する特定金融商品取引業務（以下「特定金融商品取引業務」という。）に従事する者を含む。） ニ （ 省 略 ） 7・8 （ 省 略 ） （採用の禁止） 第 4 条 協会員は、他の協会の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会の<u>金商法第 36 条第 4 項</u>に規定する親金融機関等若しくは同条第 5 項に規定する子金融機関等（以下「親子金融機関等」という。）である場合若しくは他の協会員が当該協会の親子金融機関等である場合における当該他の協会の使用人を採用するときは、この限りでない。

改 正 案	現 行
2・3 (現行どおり) (本協会への照会) 第5条 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。 1・2 (現行どおり) 3 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定(同条第4項において準用する場合を含む。) 4・5 (現行どおり) 付 則 この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年11月29日)附則第1条本文に定める施行の日から施行する。	2・3 (省 略) (本協会への照会) 第5条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 (同 左) 1・2 (省 略) 3 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定(同条第6項において準用する場合を含む。) 4・5 (省 略)

**「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の
一部改正について（案）**

令和 6 年 10 月 15 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 （ 現行どおり ） 2 株式投資型クラウドファンディング業務 会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 の 2 <u>第 9 項</u>に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。 3～5 （ 現行どおり ） （発行者についての審査） 第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。 1～8 （ 現行どおり ） 9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 2 項<u>第 2 号</u>に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。 2～4 （ 現行どおり ） （ウェブサイトにおける情報提供）	（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 （ 省 略 ） 2 株式投資型クラウドファンディング業務 会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 の 2 <u>第 10 項</u>に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。 3～5 （ 省 略 ） （発行者についての審査） 第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。 1～8 （ 省 略 ） 9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 2 項<u>第 3 号</u>に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。 2～4 （ 省 略 ） （ウェブサイトにおける情報提供）

改 正 案	現 行
第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。 1～5 (現行どおり) 6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第 16 条の 2 第 2 項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。 7～13 (現行どおり) 14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨 15～17 (現行どおり) 18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 8 項及び第 9 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨 19～21 (現行どおり) 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。	第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。 1～5 (省 略) 6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。 7～13 (省 略) 14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨 15～17 (省 略) 18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨 19～21 (省 略) 2 (省 略)

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 10 月 15 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（本協会への照会） 第 15 条 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前 5 年間に於ける次の各号に掲げる本協会による取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。 1～3 （ 現行どおり ） 4 外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定（<u>同条第 4 項</u>において準用する場合を含む。） 5 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。	（本協会への照会） 第 15 条 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） 4 （ 同 左 ） 1～3 （ 省 略 ） 4 外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定（<u>同条第 6 項</u>において準用する場合を含む。） 5 （ 省 略 ）